

塩尻市
導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

当市は、松本盆地の南端、長野県のほぼ中央に位置し、太平洋側と日本海側の交通が交差する交通の結節点となっており、鉄道はJR中央東線・西線及び篠ノ井線、主要幹線道路は長野自動車道のほか、一般国道19号、20号及び153号が通過し、信州まつもと空港が立地するなど、交通の要衝である。

人口は昭和34年の市制施行以降、市街地を中心に増加してきたが、平成17年をピークに緩やかな減少に転じ、平成30年4月1日時点で66,979人であり、将来2045年には57,549人に減少すると推計されている。生産年齢人口割合は59.0%と地方都市としては比較的高く、人口異動は僅かに社会増であり、20歳代前半が進学等で流出するものの、20代後半から回復する構造となっている。

当市の産業は製造業を主軸に発展してきた。基幹産業である製造業は、最先端の技術、人材、拠点施設等の集積により高い製造品出荷額を維持し、市内総生産の61.1%、就業員数において37.0%を占める等、市内産業を牽引している。また、近年ICT関連産業の集積が進み、製造業をはじめ他業種との連携による新価値創造が目指されている。

卸・小売業は、製造業に次いで就業者数が多く、年間商品販売額が減少傾向ではあるものの、交通の要衝という地勢から、近隣市町村と一体で商圈を形成し、近年大規模小売店舗の立地が続くなど、売場面積は拡大している。

農業においては、日照時間が長く冷涼で日較差の大きい内陸型気候を生かして、野菜と果樹の生産体制が形成され、レタス、ブドウ、リンゴ、ナシなど種類豊富に栽培されている。特に、欧州系ブドウを原料とするワインの醸造は、国内外で評価を高めている。

林業分野では、全国3番目の森林県という豊富な森林資源を活用するため、集中型木材加工施設の立地と木質バイオマス発電所を組み合わせ域内循環システムの構築を目指す「信州F・POWERプロジェクト」が産学官金連携体制により推進されている。

観光面においては、奈良井宿、平出遺跡などの歴史的・文化的遺産、さらに八ヶ岳中信高原国定公園などの自然資源も豊富であり、また400年以上の歴史を有する伝統工芸品・木曾漆器は、地場産業であると同時に、貴重な観光資源の一つとなっている。

市内の民営事業所は、全2,947事業所(平成26年時点)のうち、99人未満規模の事業所が98.9%を占め、市内事業所を置く大企業以外、本市の事業所は中小企業者である。また、市内に本社を有する中小企業は、長野県内の売上高ランキングの上位100社(売上高およそ150億円超)に入る企業はなく、事業所は比較的小規模である。

(2) 目標

製造業は当市の主要産業であるが、事業所は比較的小規模である。また、最終製品よりも、当市を含む松本地方の加工組立型業種や基礎素材型業種、隣接する諏訪地方の精密機械工業、両地方に複数社立地する大企業に対して部品供給基地として発展してきた。このため、顧客からの受注拡大や各市場成長に対応する生産能力の拡大を図りながら、生産性を向上させる先端設備への投資が必要不可欠である。

また、製造業以外の業種においても、IT ツールの導入による効率化や、当市に集積するICT関連産業との融合による付加価値創出は、労働生産性の向上をもたらす。

これらのことから、本計画における成果指標を、これら設備投資や機器導入を反映する「償却資産である機械及び装置の取得価額」とし、次の目標を設定する。同時に、中小企業者が行う先端設備等の導入に対して税制措置を講ずること等により、投資を促進する。

	2016年(基準年)	2021年(目標年)
償却資産である機械及び装置の取得価額	92億7,721万円	→ 150億円

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画の認定を受けた事業者の労働生産性が年平均3%以上向上することを目標とするとともに、導入計画認定の基準とする。

ただし、労働生産性とは、営業利益、人件費及び原価償却費の合計を、労働投入量(労働者数又は労働者数×一人当たり年間就業時間)で除したものとする。

2 先端設備等の種類

当市の産業の生産性向上は、製造業においては、設備投資だけでなく測定や検査による改善、また製造業以外の業種においても、ITツールの導入やそれらと設備等との連携による付加価値創出等が求められている。

このため、本計画の対象となる設備等は、3(1)対象地域(塩尻市全域)に設置される経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等とする(ただし、太陽光発電設備については、景観や環境に配慮する観点から発電電力を自ら消費する設備及び発電電力の全てを他社に供給し売電収入を得る設備であって建物に付帯し設置するものに限る)。その主な内容は、商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に直接供され、次表の種類と用途又は細目の設備等である。

なお、税制措置の対象となる設備等は、上記に加えて地方税法附則第15条第47項に定める機械装置等とする。その主な内容は、次表の追加要件を満たし、かつ販売開始時期の項に掲げる時期以降の型式区分と比較して生産性(生産効率、エネルギー効率、精度等)が年平均1%以上向上している機械装置、工具、器具備品、建物附属設備である。

種類	用途又は細目	税制措置の対象とする際の追加要件		
		販売開始時期	1台又は1基の最低価額	その他
機械装置	全て	10年以内	160万円以上	
工具	測定工具及び検査工具(電気又は電子を利用するものを含む)	5年以内	30万円以上	
器具備品	全て	6年以内	30万円以上	
建物附属設備	全て	14年以内	60万円以上	家屋と一体となって効用を果たすものは除く
ソフトウェア	全て	※ ソフトウェアは税制措置の対象外		

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

当市の基幹産業である製造業の事業所は、工業系用途区域内を中心とした市街地だけでなく、市街地周辺の農村部に複数造成された産業団地にも立地している。また、卸・小売業は、鉄道駅周辺の商業地だけでなく、市内を南北、東西に通過する主要幹線道路沿いに多く集積している。他にもワイン製造、伝統工芸等の地場産業や、観光、バイオマスエネルギー等の他業種へ資源を供給する農業や林業の基盤である農地や山林は、当市面積の約8.5割を占める。このため、本計画の対象地域は塩尻市全域を対象とする。

(2) 対象業種・事業

当市の産業は、製造業を基幹産業としながらも、農業や林業はワイン製造や伝統工芸、観光、バイオマスエネルギー等の他業種へ資源を供給しており、また卸・小売業は域内循環を生むなど、全業種がバランス良く地域の経済循環構造を形成し、特定業種の生産性向上が他の業種に波及効果を生んでいる。このため、本計画の対象業種・事業は、全業種を対象とする。

なお、先端設備等導入計画を作成し、認定を受けることのできる中小企業者の規模は、中小企業等経営強化法第2条第1項に定めるとおりとする。その主な内容は、次表に掲げる業種毎の規模である。

また、税制措置の支援を受けることのできる中小企業者は、上記に加えて租税特別措置法第42条の4第8項第6号又は同法第10条第8項第5号に定める者とする。その主な内容は、次表の追加要件を満たす法人等である。

業種		規模（次のいずれか）		税制措置の支援対象とする際の追加要件
		資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数	
製造業その他		3億円以下	300人以下	資本金額 1 億円以下又は常時使用する従業員数 1,000 人以下の法人（ただし大企業の子会社を除く）。又は常時使用する従業員数 1,000 人以下の個人事業主等。
卸売業		1億円以下	100人以下	
小売業		5千万円以下	50人以下	
サービス業		5千万円以下	100人以下	
指定業種	ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下	
	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下	
	旅館業	5千万円以下	200人以下	

4 計画期間

（1）導入促進基本計画の計画期間

国の同意日から3年間とする。

（2）先端設備等導入計画の計画期間

本計画に対する国の同意日以降を開始日として3年間、4年間又は5年間とする。
なお、税制措置の対象となる設備等の取得は平成33年3月31日までとする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

（1）基本的事項

本計画では、各種法令への違反のある者、反社会勢力との関係を有する者、国税及び地方税の滞納のある者、民事再生法及び会社更生法による再生・更生手続中である者の取り組みは対象としない。各種法令に違反する取り組み、公序良俗に反する取り組みも対象としない。

また、先端設備の導入が行われない又は虚偽の申請や報告が行なわれた先端設備等導入計画は、その認定を取り消す場合がある。

先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業者は、計画の進捗状況調査等へ協力するものとする。

（2）個別事項

本計画は、中小企業の労働生産性向上を目指すものであるが、単なる従業員削減を目的とした取り組みは対象としない。